公益社団法人浜松西青色申告会 定款

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人浜松西青色申告会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

第２章　目 的 及 び 事 業

（目　的）

第３条　この法人は、個人納税者の納税道義の高揚及び権利の擁護を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　申告納税制度の推進及び納税道義の高揚に資する事業

(2)　納税者の利便並びに税務行政の合理化及び効率化に資する事業

(3)　事業者の経営及び生活の安定に資する事業

(4)　納税環境の整備に資する事業

(5)　地域社会の発展に資する事業

(6)　会財政の健全化に資する事業

(7)　組織の維持、拡大及び発展に資する事業

(8)　会員の福利厚生、親睦及び利便に資する事業

(9)　友誼団体との連携及び協調に資する事業

(10)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、静岡県浜松市、湖西市及びその周辺において行うものとする。

第３章　会　　員

（会　員）

第５条　この法人に、次の会員を置く。

(1)　正 会 員　　この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人

(2)　準 会 員　　この法人の目的及び事業を賛助するために入会した正会員以外の個人及び法人

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める所定の申込手続により、任意に入会することができる。

（会員の権利義務）

第７条　会員は、この法人の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を負う。

（経費の負担）

第８条　会員は、この法人の必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第９条　会員は、理事会において別に定める所定の退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第10条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款その他の規則に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

2　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第11条　前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　第 8 条の支払義務を 24 箇月以上履行しなかったとき。

(2)　総社員が同意したとき。

(3)　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4)　当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2　前３条の規定により会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

第４章　社　　員

（社　員）

第13条　この法人は、概ね正会員 35 名の中から 1 名の割合をもって社員を選出する（端数

の取扱いについては理事会で別に定める。)。

2　社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。社員選挙は、地区会ごとに行い、社員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。

3　社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。

4　第 2 項の社員選挙において、正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、社員を選出することはできない。

5　第 2 項の社員選挙は、2 年に 1 度、4 月から 6 月の期間内に実施し、当該年度に開催される通常社員総会終了後就任するものとし、その任期は 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。なお、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え並びに理事及び監事の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条及び第 284 条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、理事及び監事の選任及び解任（一般社団・財団法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。)。

6　各地区会は、社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなったときに備えて補欠の社員を選挙することができる。補欠の社員の任期は、任期満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。

7　補欠の社員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1)　当該候補者が、補欠の社員である旨

(2)　当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の社員の補欠の社員として選任するときは、その旨及び当該特定の社員の氏名

(3)　同一の社員（2 名以上の社員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 名以上の社員）につき 2 名以上の補欠の社員を選任するときは、当該補欠の社員相互間の優先順位

8　第 6 項の補欠の社員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の日までとする。

9　正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1)　一般社団・財団法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般社団・財団法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 一般社団・財団法人法第 51 条第 4 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(4) 一般社団・財団法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(5) 一般社団・財団法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(6) 一般社団・財団法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(7) 一般社団・財団法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(8) 一般社団・財団法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(9) 一般社団・財団法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての社員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 社 員 総 会

（構 成）

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権 限）

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第16条 社員総会は、通常社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求が会長にあったときは、社員総会を開催する。

（招 集）

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が

招集する。

2　会長は、前条第 2 項の規定による社員総会開催の請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集をしなければならない。

3　会長が社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに社員に通知しなければならない。

4　会長は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、電磁的方法により通知を発することが出来る。

5　社員総会の招集に際し、社員総会の必要資料は電磁的方法をもって通知しなければならない。

（議　長）

第18条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2　前項の定めにかかわらず、会長が必要と認めた場合、会長は、出席した社員の中から議長を指名することができる。

（定足数）

第19条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

（議決権）

第20条　社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

2　社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の社員に議決権を委任することができる。これらの場合、その正社員は出席したものとみなす。

3　会長が、社員総会の目的である事項について提案した場合、その提案について全社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（決　議）

第21条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項前段の場合において、議長は、議決に加わることはできない。

3　第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名

(2)　監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　その他法令で定められた事項

4　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録等）

第22条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（社員総会運営規則）

第23条　社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会の決議により別に定める社員総会運営規則による。

第6章　役　　員　　等

（役員の設置）

第24条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　30名以上40名以内

(2) 監事　5名以内

2　理事のうち1名を会長とする。

3　会長以外の理事のうち9名以内を副会長とする。

4　会長、副会長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

5　会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。

6　会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち1名を常勤理事とすることができる。

7　第2項の会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とする。

8　第3項の副会長、第4項の専務理事、第5項の常務理事及び第6項の常勤理事のうちの若干名を理事会の決議によって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事に選任する。

（役員の選任）

第25条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常勤理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3　監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

4　理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第26条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務

を執行する。

3　副会長は、会長を補佐する。

4　専務理事、常務理事及び常勤理事は、会長及び副会長を補佐し、分掌してこの法人の日常業務を執行し、事務局を統括する。

5　代表理事たる会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3　監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5　監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

6　監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。なお、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

7　監事は、前各項に定められた事項のほか、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

（役員の任期）

第28条　理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補充又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3　補充として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事及び監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第29条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事

を解任する場合は、総社員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

（役員の報酬等）

第30条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる。

2　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

（名誉役員）

第31条　この法人に、任意の機関として、名誉会長並びに若干名の特別顧問及び相談役（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。

2　名誉会長は、会長経験者の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。

3　特別顧問は、学識経験者の中から、相談役は、当会に功績のあった者の中からそれぞれ理事会において選任し、会長が委嘱する。

4　名誉役員の解任は、理事会で決議する。

5　名誉役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6　名誉役員は、会長又は理事会の諮問に応え、会長又は理事会に対し意見を述べることができる。

7　名誉役員は、無報酬とする。ただし、特別顧問には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

8　名誉役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

9　名誉役員の委嘱等に関する基準は、社員総会の決議により別に定める。

第7章　会　　議

（理事会）

第32条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

3　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（権　限）

第33条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務の執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常勤理事の選定及び解職

（開　催）

第34条　理事会は、次の場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　理事又は監事から、法令の定めに従って開催の請求があったとき。

(3)　理事又は監事が、法令の定めに従って招集したとき。

（招　集）

第35条　理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長が招集する。

2　会長が理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し書面または電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、前条第 2 号に該当することにより理事会を招集するときは、その請求があった日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）

第36条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2　前項の定めにかかわらず、会長が必要と認めた場合、会長は、出席した理事の中から議長を指名することができる。

（定足数）

第37条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

（決　議）

第38条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項前段の場合において、議長は、議決に加わることはできない。

3　第 1 項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録等）

第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長（会長の出席がなかったときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会運営規則）

第40条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

（常任理事会）

第41条　この法人に、常任理事会を置く。

2　常任理事会は、会長、副会長をもって構成する。

3　事務局長及びその他の者で会長が認めた者は、常任理事会に出席し、求めに応じ意見を述べることができる。

（任　務）

第42条　常任理事会は、次の事項を協議し、諮問に対する答申等を行う。

(1)　理事会に付議する重要な事項を協議すること。

(2)　理事会から会長に委任された業務執行の決定に当たり、会長からの諮問に対し、答申すること。

(3)　会長が業務を執行する際に、その執行に関する重要事項を協議すること。

2　常任理事会の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める常任理事会運営規則による。

第８章　　地区会、女性部・青年部等

（地区会）

第43条　この法人の地域別事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議を経て、必要な地域に地区会を置くことができる。また、各地区会の廃止についても理事会の決議を経なければならない。

2　地区会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める地区会運営規程による。

3　別に定める地区会運営規程及び各地区会則における各地区総会の決議事項には、各地区会の設置・廃止に関する事項は含めない。

（女性部・青年部）

第44条　この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議を経て、必要に応じ女性部及び青年部を置くことができる。

2　女性部及び青年部の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

（業種部会・委員会）

第45条　この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議を経て、地区会ごとに業種部会及び委員会を置くことができる。

2　業種部会及び委員会の運営に関し必要な事項は、地区会ごとに定める業種部会運営規程及び委員会運営規程による。

第９章　　事　　務　　局

（事務局）

第46条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。その他の職員は、会長が任免

する。

（組　織）

第47条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第10章　財 産 及 び 会 計

（財産の維持管理、処分及び運用）

第48条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な財産（基本財産その他法令上の区分による財産）及びその他の財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

2　前項の財産のうち、公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程によるものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第50条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項に定める書類については、当該事業年度の末日までの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。なお、当該書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第51条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

⑹　財産目録

2　前項各号に定める書類は、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3　第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事の名簿

⑶　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第52条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（基　金）

第53条　この法人は、一般社団・財団法人法第 131 条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2　拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3　基金の返還の手続については、返還する基金の総額について社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

第 11 章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第54条　この定款は、社員総会において、総社員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

（解　散）

第55条　この法人は、社員総会において、総社員の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（合併等）

第56条　この法人は、社員総会において、総社員の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事項により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第57条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第58条　この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章　　情報公開、個人情報の保護及び公告の方法

（情報公開）

第59条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第60条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告の方法）

第61条　この法人の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の会長は、神谷善彦とする。

4　この法人の最初の専務理事は、伊藤升吾とする。

5　この定款は平成25年6月7日の第2回通常総会の決議を経て改正する。（第48条第2項を追加）

6　この定款は、平成26年6月13日の第3回通常総会の決議を経て改正する。（第13条5

項の「4月」を「4月或いは5月」に改める。)

7　この定款は、平成28年6月15日の第5回通常総会の決議を経て改正する。(定款中の常勤理事を常務理事に改める)(定款第24条第4項の専務理事の後に「とすることができる。」を挿入、第6項・第7項をそれぞれ第7項・8項に繰り下げる、第6項に「第4項の専務理事、第5項の常務理事のいずれかは選任しなければならない。」を挿入、第8項「・・・業務執行理事とする。」の後に「なお、専務理事が選任されない場合、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。」を挿入。)(第26条第5項「・・・を補佐する。」の後に「なお、専務理事を選任しない場合、常務理事は会長及び副会長を補佐し、この法人の日常業務を執行し、事務局を統括する。」を付加、第6項「会長及び専務理事は、」を「会長及び業務執行理事たる専務理事または常務理事は、」に改める。

8　この定款は、平成30年6月14日の第7回通常総会の決議を経て改正する。(定款第24条4項の会長の後に副会長を挿入。6項を「会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち1名を常勤理事とすることができる。」とする。8項を「第4項の専務理事、第5項の常務理事及び第6項の常勤理事のうちの1名を理事会の決議によって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事に選任する。」とする。

第25条に常勤理事を付加する。

第26条4項を「専務理事、常務理事及び常勤理事は、会長及び副会長を補佐し、分掌してこの法人の日常業務を執行し、事務局を統括する。」とする。5項を「代表理事たる会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」とする。

第33条(3)を「会長、副会長、専務理事、常務理事及び常勤理事の選定及び解職」とする。第41条2項を「常任理事会は、会長、副会長をもって構成する。」とする。

9　この定款は令和3年6月22日の第10回通常総会の決議を経て改正する。(第17条4項を追加、第20条2項及び3項を修正する。

10　令和4年6月22日の第10回通常総会の決議を経て、定款第13条5「4月或いは5月」を「4月から6月の期間内」に改定する。また、定款第43条1項に「また、各地区会の廃止についても理事会の決議を経なければならない。」を付加する。同条第3項として「別に定める地区会運営規程及び各地区会則における各地区総会の決議事項には、各地区会の設置・廃止に関する事項は含めない。」を挿入する。

11　令和6年1月11日の令和5年度第1回臨時総会の決議を経て、定款第24条3項の「8名を9名」に、同条8項の「1名を若干名」に、さらに、「専務理事」の前に「第3項の副会長」を挿入する。

12　令和8年6月18日の第15回通常総会の決議を経て、定款第17条4項から「社員の承諾を得て、」を削除する。同条第5項として「社員総会の招集に際し、社員総会の必要資料は書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。」を挿入する。また、定款第35条2項の「書面をもって」を「書面または電磁的方法をもって」に改正する。